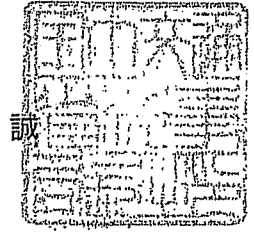


国海査第129号の5  
平成20年6月26日

(社)日本船舶品質管理協会  
会長 山田信三 殿

国土交通省海事局長  
春 成



### 型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、平成20年7月1日にSOLAS第三章、LSAコード及び救命設備試験勧告の改正が発効し、船舶救命設備規則(昭和40年5月19日運輸省令第36号)が一部改正されることに伴い、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので通知します。

#### 記

1. 船査第231号(昭和52年8月25日付け)中、固型式救命浮器(外殻にFRP材を用いたもの)、固型式救命浮器(外装に布地、内部浮体にバルサ材を用いたもの)、固型式救命浮器(外装材に布地を用いたもの)、固型式救命浮器(外殻に木材を用いたもの)の型式承認試験基準を廃止する。
2. 船査第398号(昭和57年6月25日付け)を廃止する。
3. 海査第370号(平成6年8月23日付け)中、自動離脱装置(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置用)の型式承認試験基準を廃止する。
4. 海査第482号(平成10年10月8日付け)中、自己発煙信号、落下傘付信号、信号紅炎、発煙浮信号の型式承認試験基準を廃止する。
5. 海査第497号(平成10年10月26日付け)中、救命索発射器、救命索発射器の発射体、救命索発射器の救命索、の型式承認試験基準を廃止する。
6. 海査第222号(平成11年5月19日付け)を廃止する。
7. 海査第261号(平成11年6月11日付け)を廃止する。
8. 海査第265号(平成11年6月17日付け)中、救命艇又は救助艇の内燃機関、救助艇の船外機、キャノピー灯、自己点火灯及び室内灯の型式承認試験基準を廃止する。
9. 国海査第42号(平成18年4月27日付け)を廃止する。

10. 別紙1~32のとおり、救命艇、救命いかだ、固型式救命浮器（外殻にFRP材を用いたもの）、固型式救命浮器（外装に布地、内部浮体にバルサ材を用いたもの）、固型式救命浮器（外装材に布地を用いたもの）、固型式救命浮器（外殻に木材を用いたもの）、膨脹式救命浮器（一般用）、膨脹式救命浮器（RoRo旅客船用）、膨脹型一般救助艇、固型一般救助艇、複合型一般救助艇、膨脹型高速救助艇、固型高速救助艇、複合型高速救助艇、キャノピー灯、室内灯、救命艇又は救助艇の内燃機関、救助艇の船外機、救難食糧、飲料水、海水脱塩装置、救命索発射器、救命索発射器の発射体、救命索発射器の救命索、自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号、信号紅炎、発煙浮信号、自動離脱装置（救命いかだ用）、自動離脱装置（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置用）及び降下式乗込装置の型式承認試験基準を制定する。